

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

コーポレートガバナンスの充実が企業の成長に欠かせない重要課題として捉えており、経営の公正性・透明性・迅速性を確保し、より実効性の高いコーポレートガバナンスの確立に取り組んでおります。

- ・株主の権利を尊重し、平等性の確保に努める。
- ・株主・顧客・取引先・社員・地域社会等のステークホルダーの利益を考慮し、適切な協働に努める。
- ・会社情報、経営目標の達成状況を適切に開示し、経営の透明性を確保する。
- ・取締役3人以上(うち社外取締役が過半数)で構成される監査等委員会の監査・監督により取締役会の機能強化を図る。
- ・株主との建設的な対話を促進するための体制整備に努め、かつ、株主の意見が取締役会に共有されるよう努める。

#### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

基本的な考え方にも記述しておりますが、コーポレートガバナンス・コードの基本原則は全て実施しております。

### 2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

#### 【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
菊水電子工業株式会社	1,025,000	7.05
株式会社三菱東京UFJ銀行	722,000	4.97
小林寛子	619,050	4.26
日本生命保険相互会社	516,000	3.55
ケル社員持株会	490,068	3.37
橋本幸雄	460,000	3.16
株式会社みずほ銀行	429,000	2.95
山崎万希子	281,314	1.94
水元公仁	250,000	1.72
萩原慶子	244,000	1.68

支配株主(親会社を除く)の有無	—
-----------------	---

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
-------------	-----------

決算期	3月
-----	----

業種	電気機器
----	------

直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
---------------------	--------------

直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
-------------------	---------

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

――

## II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

#### 【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

#### 会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	
菊地英俊	他の会社の出身者					△							
泉澤大介	公認会計士						△						

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

#### 会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
菊地英俊	○	○	過去(11年前)に当社のメインバンクである株式会社三菱東京UFJ銀行の業務執行者(使用人)として勤務していた。	金融業界等で培った会計および財務面での知識や経験、経営者としての経験や見識に鑑み、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。過去(11年前)に当社のメインバンクである株式会社三菱東京UFJ銀行に業務執行者(使用人)として勤務しておりましたが、同行退職後相当の年数が経過しており、同氏を一般株主と利益相反が生じるおそれのない者と判断し、独立役員として指名いたしました。
泉澤大介	○	○	過去(19年前)に当社の会計監査人である有限責任監査法人トーマツの業務執行者(使用人)として勤務していた。	公認会計士および税理士の資格を有しており、専門的な知識や経験に鑑み、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。過去(19年前)に当社の会計監査人である有限責任監査法人トーマツの業務執行者(使用人)として勤務しておりましたが、同法人退職後相当の年数が経過してお

り、同氏を一般株主と利益相反が生じるおそれのない者と判断し、独立役員として指名いたしました。

## 【監査等委員会】

### 委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

あり

### 当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

- ・監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項  
監査等委員会の職務は、内部監査室においてこれを補助するものとする。
- ・監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性に関する事項  
内部監査室の使用人は、監査等委員会を補助すべき職務については、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の指揮命令を受けない。  
内部監査室の使用人の人事異動・評価等については、監査等委員会の事前の同意を得て決定する。
- ・監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項  
内部監査室の使用人は、監査等委員会を補助すべき職務については、監査等委員会の指示命令に従うものとする。

### 監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会は、当社の会計監査人、内部監査室及び子会社の取締役等と情報・意見交換等を行う会合を定期的に行い、緊密な連携を図るものとする。

## 【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

## 【独立役員関係】

独立役員の人数

2名

### その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している。

## 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

業績連動型報酬制度の導入

### 該当項目に関する補足説明

- (1) 取締役の報酬等  
取締役の報酬等は、固定の月額報酬と業績連動の役員賞与により構成し、株主総会決議により定められた報酬限度額の範囲内で支給する。
- ・月額報酬  
適正な水準を考慮し、役職別により定める。
  - ・役員賞与  
連結業績および配当方針等を考慮した一定の基準に基づき算定する。

ストックオプションの付与対象者

### 該当項目に関する補足説明

## 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

監査等委員以外の取締役4名に支払った報酬等の総額99,480千円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

### 1. 報酬等の体系

#### (1) 取締役の報酬等

取締役の報酬等は、固定の月額報酬と業績連動の役員賞与により構成し、株主総会決議により定められた報酬限度額の範囲内で支給する。

・月額報酬

適正な水準を考慮し、役職別により定める。

・役員賞与

連結業績および配当方針等を考慮した一定の基準に基づき算定する。

#### (2) 監査等委員である取締役の報酬等

監査等委員である取締役の報酬等は、固定の月額報酬のみで構成し、株主総会決議により定められた報酬限度額の範囲内で支給する。

・月額報酬

適正な水準を考慮し、社外取締役・それ以外の別、常勤・非常勤の別、監査等委員会における職務の別等により定める。

・役員賞与

監査等委員である取締役に対しては、役員賞与は支給しない。

### 2. 報酬等の決定

#### (1) 取締役の報酬等

取締役の報酬等は、取締役会で決定する。

#### (2) 監査等委員である取締役の報酬等

監査等委員である取締役の報酬等は、監査等委員である取締役の協議により決定する。

## 【社外取締役のサポート体制】

社外取締役2名は監査等委員であるため監査等委員会を補助する内部監査室が社外取締役の職務をサポートしております。

・監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

監査等委員会の職務は、内部監査室においてこれを補助するものとする。

・監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性に関する事項

内部監査室の使用人は、監査等委員会を補助すべき職務については、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の指揮命令を受けない。

内部監査室の使用人の人事異動・評価等については、監査等委員会の事前の同意を得て決定する。

・監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項

内部監査室の使用人は、監査等委員会を補助すべき職務については、監査等委員会の指示命令に従うものとする。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

(取締役会)

取締役会は、意思決定と実行の機動性を重視し少数の取締役で構成され、月1回の定時取締役会の開催に加え、重要案件が生じたときには臨時取締役会を都度開催しております。付議内容は、月次の業績及び取締役会規程に定められた経営判断事項で、迅速な意思決定ができる体制を整えております。

(監査等委員会)

監査等委員会は、取締役3名で構成しており、うち2名を社外取締役としております。監査等委員会を構成する取締役である監査等委員は、監査等委員以外の取締役の選任・解任等や報酬等について、株主総会において監査等委員会の意見を述べる権利があり、業務執行取締役から一定程度独立した立場で、適正に取締役の業務執行の監督を行うことができます。

また、取締役会において決定された、内部監査を含む内部統制システムの各体制を通じ、経営全般に亘る取締役による業務遂行を監査しております。必要に応じ内部監査部門に監査や改善提案等の指示を行い、この直接の指示により、監査等委員会と内部監査部門が連携し、より実効的に両者の監査が行える体制としております。

(経営会議)

経営会議は、部長以上の社員と取締役で構成され、毎月1回の定例会議と必要に応じて行われる臨時会議によって、経営判断が的確に伝達され速やかに実行されるよう活発な意見交換が行われております。

(内部監査の状況)

代表取締役社長の直轄組織として、内部監査室を設け、スタッフ2名を配置し、経営目標の達成に向けた効率的・効果的な業務遂行と最高経営責任者として社長が認識するビジネス・リスク等のコントロールのため、受査部門への直接の調査・報告聴取を含む監査を行っております。

会計監査は、有限責任監査法人トーマツが行っております。

1 会計監査業務を執行した公認会計士

指定社員 業務執行社員 青柳淳一

指定社員 業務執行社員 伊藤治郎

2 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 5名

その他 6名

### 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

コーポレートガバナンスの充実が企業の成長に欠かせない重要課題として捉えており、株主・顧客・取引先・従業員・地域社会等のステークホルダーとの適切な協働に努め、経営の公正性・透明性・迅速性を確保し、より実効性の高いコーポレートガバナンスの確立に取り組んでおります。会社の規模、事業内容等から勘案し、監査等委員会設置会社制度が当社にとって適切なコーポレートガバナンス体制であると考えております。監査等委員会設置会社は、監査等委員に対し、取締役としての職務執行の監督権限に加え、監査等委員としての監査権限を付与することにより、監督および監査の両面から、より取締役会の機能強化を図ることができます。

なお、社外取締役を選任するための独立性に関する基準及び方針はありませんが、選任にあたっては、証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準等を参考にしております。

### Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

#### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定期日の3営業日前以上に発送しております。本年は6月3日に発送いたしました。
その他	株主の皆様に必要な検討期間を確保していただける様に、招集通知の発送日の1週間前に招集通知のPDFファイルを東京証券取引所及び当社ウェブサイトに掲載いたしました。本年は5月27日に掲載いたしました。  株主総会での事業報告のビジュアル化を実施しております。 当社ホームページに招集通知を掲載しております。

#### 2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	第2四半期及び期末決算資料を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	管理本部	

#### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境マネジメントシステムの国際規格ISO14001の認証を取得しております。 環境方針をホームページに掲載しております。 欧州連合(EU)によるRoHS指令及びREACH規制に基づき、製品への禁止物質の規制に対応しております。

## IV 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

内部統制システム構築に係る基本方針

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ社会的責任を果たすために、企業行動基準、社内規程を全役職員に周知徹底させるとともに、これを実践的に運用し、コンプライアンス体制の強化を図る。
- (2) 取締役及び使用人に対して定期的な教育を実施し、コンプライアンス尊重意識の高揚を図る。
- (3) 反社会的勢力からの不当要求に対しては、外部専門機関と連携のうえ、組織全体で毅然とした態度で対応し、一切の関係を遮断する。
- (4) コンプライアンスの維持及び経営の効率性の確保は、各取締役が分掌範囲について責任を持って行う。
- (5) 内部通報制度を活用し、違法行為や倫理違反等に対し、社内内で自浄作用を働かせ、不祥事の未然防止を図る。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役は、株主総会・取締役会・経営会議等の議事録、稟議決裁書その他職務の執行に係る情報を文書管理規程の定めるところにより適切に保存し管理する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) リスクマネジメント基本規程及び経営危機管理規程に基づき、リスク管理を適切に行う。
- (2) 内部監査室による各種監査の実施や内部通報制度の活用により、リスクの早期発見、早期解決を図る。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 中期事業計画を定め、会社が達成すべき目標を明確化するとともに、各取締役の業務目標を明確化し、その評価方法を明らかにする。
- (2) 取締役の意思決定の迅速化を図るとともに、重要な事項については経営会議の合議により慎重な意思決定を行う。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
当社の企業行動基準を全子会社に適用し、子会社の全従業員に周知徹底させるとともに、子会社の規程等を整備し、グループ全体のコンプライアンス体制を構築する。
- (2) 子会社の取締役等の職務の執行に係る当社への報告に関する体制  
当社は、子会社の経営内容を的確に把握するため、「関係会社管理規程」に基づき適切に管理する。  
当社は、子会社の経営成績、財務状況その他の重要な情報について、月次並びに四半期毎に、決算財務報告及びその他の重要な情報の提出を求める。
- (3) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制  
当社の「リスクマネジメント基本規程」を全子会社に適用し、グループ全体のリスク管理を適切に行う。
- (4) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制  
当社は、子会社が効率的に事業運営を行うために、子会社からの決算財務等の報告時に、子会社の取締役等に対し、事業運営の状況等について担当役員がヒアリング等を実施し、必要に応じてアドバイスを行い、対応策を検討する。子会社は、グループ全体の事業計画に参画するため、半期毎に予算を策定し、当社の取締役会に諮るものとする。

6. 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告に係る内部統制基本方針書に基づき業務を運用し、財務報告の信頼性の向上を図り、財務報告の内容に虚偽記載が生じることのないように努める。

7. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

監査等委員会の職務は、内部監査室においてこれを補助するものとする。

8. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性に関する事項

- (1) 内部監査室の使用人は、監査等委員会を補助すべき職務については、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の指揮命令を受けない。
- (2) 内部監査室の使用人の人事異動・評価等については、監査等委員会の事前の同意を得て決定する。

9. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項

内部監査室の使用人は、監査等委員会を補助すべき職務については、監査等委員会の指示命令に従うものとする。

10. 監査等委員会への報告に関する体制

- (1) 代表取締役及び業務執行取締役は、取締役会等において、随時その担当する業務執行の報告を行うものとする。
- (2) 取締役及び使用人は、監査等委員会が事業の報告を求めた場合、または業務及び財産の調査を行う場合は、迅速かつ的確に対応するものとする。
- (3) 取締役及び使用人は、法令の違反行為等、会社に重大な損害を与える事項の発生、または発生するおそれのある事実が発見された場合は、直ちに監査等委員会に報告するものとする。
- (4) 子会社の取締役等及び使用人は、監査等委員会から事業等の報告、または業務及び財産の調査を求められた場合は、正当な理由があるときを除き、その求めに迅速かつ的確に対応するものとする。
- (5) 子会社の取締役等及び使用人は、法令の違反行為等、当社または子会社に重大な損害を与える事実の発生、または発生するおそれのある事実が発見された場合は、直ちに監査等委員会に報告するものとする。

11. 監査等委員会へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査等委員会へ報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。また、監査等委員会は、報告を行った者及びその内容については、管理体制を整備し、報告を行った者が不利な取扱いを受けることを防止する。

12. 監査等委員の職務の執行(監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。)について生ずる費用等の処理に係る方針に関する事項

監査等委員が職務の執行についての費用の前払い・支払い請求をしたときは、当該費用が監査等委員の職務の執行に必要な場合を除き、速やかにその処理を行う。

13. 監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査等委員会は、当社の会計監査人、内部監査室及び子会社の取締役等と情報・意見交換等を行う会合を定期的に開催し、緊密な連携を図るものとする。
- (2) 監査等委員会は、取締役の職務執行の監査及び監査体制の整備のため、代表取締役と定期的な会合を開催する。

(3) 監査等委員会は、職務の執行にあたり必要な場合には、弁護士等の外部専門家等との連携を図るものとする。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力排除に向けた整備状況

1. 当社は、「企業行動基準」並びに「内部統制システムに関する基本方針」において、「社会市民の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体とは関係を遮断する」ことを宣言している。
2. 反社会的勢力の関係排除については、法令及び企業理念に則り対応することが重要であるとの観点に立ち、当社は、「企業行動基準」並びに「内部統制システムに関する基本方針」を役員及び社員に周知徹底するとともに「反社会的勢力対応規程」を制定している。また、本社管理本部に不当要求防止責任者を置くとともに、「内部通報制度」を確立し、違法行為や倫理違反等に対し、組織的に取り組んでいる。

## V その他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

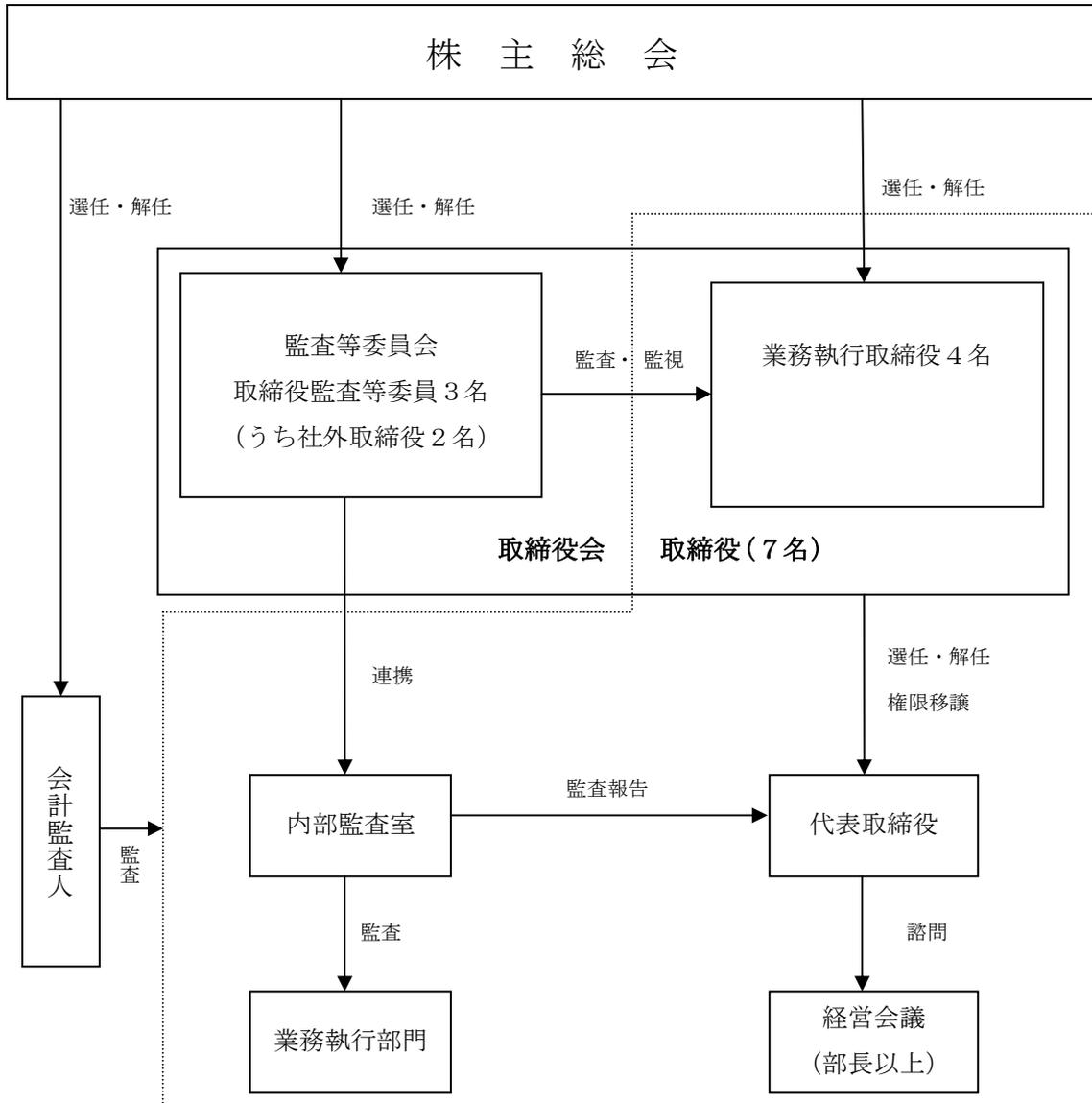
買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項



適時開示に係る社内体制の状況

